

住宅除染を開始します

まずはモデル地区(ひたち野東3丁目)から

市ではこれまで除染を行ってきた学校や公園などの施設に加えて、住宅地の除染を開始します。始めはモデル地区としてひたち野東3丁目を選定して状況調査や除染作業量などの把握を行います。その後、市内をいくつかのエリアに区分して、順次対象を拡大していきます。

●対象地区

今回の対象地区は、ひたち野東3丁目になります。市が平成24年10月に公表した市内公道上の空間放射線量率測定結果(第2回)の状況を平成23年12月の測定結果と比べると、放射線量率は、市内全域で平均25パーセント低くなっていました。しかし、細かく見ると、

牛久市内のひたち野東付近から南西方向に広がっている住宅団地が多い地区では、風雨などにより局所的に放射性物質の集まっているポイントが比較的多く観察できるため、このような地区(ひたち野東3丁目)から順に住宅除染を始めることにしました。

申し込み方法などの詳細は、対象のひたち野東3丁目の各戸にお知らせを配布したほか、市ホームページでも掲載しています。

●測定から除染まで

測定の申し込みをいただいたお宅には、市職員がお伺いして放射線量の測定を行います。

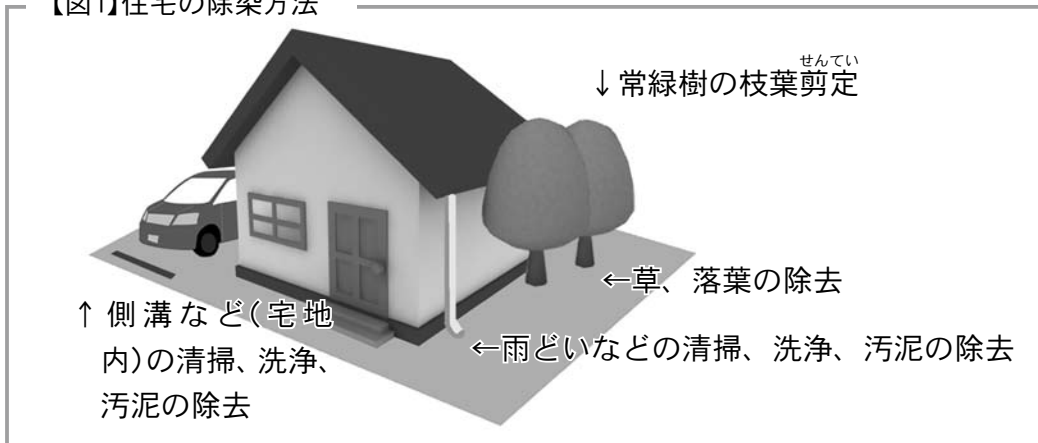
除染の基準は生活空間の放射線量率を毎時0・23マイクロシーベルト未満(測定高地上1m)にすることです。測定の結果、基準を下回った場合には除染は行いません。測定の結果基準を上回ったポイントについては、改めて日程を調整し、除染作業を行います。除染作業は市の委託した業者が行います。

除染作業は、【図1】の中から放射線量率を低くするために効果的な方法を選んで行います。作業によって発生した土などは除染を行ったお宅の敷地内で埋設保管とさせていただきます。

なお、今後はひたち野東3丁目

のデータを元に、住宅除染に取り組んでいきます。

【図1】住宅の除染方法



●住宅地除染についてのQ&A

【質問】費用は無料ですか？

【回答】除染についての費用は国の補助金によって賄う予定なので、個人費用負担はありません。ただし、雨どい下の土砂などを除去した際、元通り埋めるために、お庭の土でないものをご希望の場合などは、原状回復費用がご自身の負担となります。

【質問】なぜ毎時0・23マイクロシーベルト以上なのですか？

【回答】市では放射性物質汚染対処特別措置法に基づき除染に取り組み、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目指しています。追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、建物による放射線の遮蔽効果や、自然放射線の量などを考慮して1時間当たりで算出すると、毎時0・23マイクロシーベルトになります。その他詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問】放射能対策室 ☎内線1568、1569

メール

kankyou@city.ushiku.ibaraki.jp